

意匠権取得のためのトータルの費用(個人用)

(具体例) 図面又は写真が6枚(1枚当たり3,000円とする)からなる書類で意匠出願した後、拒絶理由通知を受け、拒絶理由通知に対して意見書、手続補正書を提出、その後登録査定となったため、登録料を1年分納付する場合。

【意匠登録出願時】

非課税対象額(出願料) = 16,000円(A)

課税対象額(手数料) = 80,000円(B) + (3,000円 × 6)(実費)(C) = 98,000円

* A~Cについては意匠権取得のための費用2頁をご参照ください。

ご請求額 = 16,000円 + 98,000円 × (1 + 0.1) = 123,800円 ①

【中間処理時】(意見書及び手続補正書を提出)

課税対象額(手数料) = 50,000円(A) + 30,000円(B) = 80,000円

* A、Bについては意匠権取得のための費用3頁をご参照ください。

ご請求額 = 80,000円 × (1 + 0.1) = 88,000円 ②

【意匠登録料納付時】

非課税対象額(登録料) = 8,500円(A)

課税対象額(成功謝金 + 手数料) = 60,000円(C) + 7,000円(D) = 67,000円

* A~Dについては意匠権取得のための費用5頁をご参照ください。

ご請求額 = 8,500円 + 67,000円 × (1 + 0.1) = 82,200円 ③

個人の場合、所得税(復興特別所得税含む)は差し引きません。

トータルのご請求額: ① + ② + ③ = 294,000円

意匠権取得のための費用(個人用)

【意匠登録出願時】

特許庁に提出する書類は、願書及び図面等です。

		請求項目	単価	備考
A		出願料	16,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
D	B	基本手数料	80,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税がかかります。
	C	図面／写真代	実費	

具体例:

図面又は写真が6枚で1枚当たり3,000円の場合

非課税対象額A=16,000円

課税対象額D=B+C(=3,000×6)=98,000円

ご請求額=A+D×(1+消費税率(0.1))=123,800円

ご請求額: 123,800円

意匠権取得のための費用(個人用)

【中間処理1】(審査官の審査結果である拒絶理由通知がされてから40日以内)

特許庁に提出する書類は、意見書、手続補正書のいずれか又は両方です。

		請求項目	単 価	備 考
D	A	意見書作成料	50,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税がかかります。
	B	手続補正書作成料	30,000円	
	C	審査官との面接審査手数料	28,000円	

具体例:

$$\text{課税対象額} D = A + B = 80,000 \text{円}$$

(面接審査を行わないことを想定していますので、CはDに含まれていません。)

$$\text{ご請求額} = D \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) = 88,000 \text{円}$$

ご請求額: 88,000円

意匠権取得のための費用(個人用)

【中間処理2】(審査官の最終審査結果である拒絶査定がされてから3月以内)

特許庁に提出する書類は、拒絶査定不服審判請求書又は、拒絶査定不服審判請求書及び手続補正書です。

請求項目		単価	備考
A	審判請求料	55,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
D	B 書類作成・提出手数料	100,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税がかかります。
	C 審判官との面接審査手数料	28,000円	

具体例:

非課税対象額A=55,000円
課税対象額D=B=100,000円

(面接審査を行わないことを想定していますので、CはDに含まれていません。)

ご請求額=A+D×(1+消費税率(0.1))=165,000円

ご請求額:165,000円

なお、拒絶査定不服審判請求後に、審判官より拒絶理由通知がされた場合には、上記【中間処理1】の手続と同様の手続となります。

意匠権取得のための費用(個人用)

【意匠登録料納付時】(登録査定又は登録審決から30日以内若しくは前年以前)

特許庁に提出する書類は、意匠登録料納付書です。

		請求項目	単 価	備 考
E	A	第1年～第3年分登録料／年	8,500円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	第4年～第20年分登録料／年	16,900円	
F	C	成功謝金	60,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税がかかります。
	D	納付手数料	7,000円	

具体例:

意匠権の設定登録を受けるために登録査定又は登録審決から30日以内に第1年分の登録料を納付する場合

$$\begin{aligned} \text{非課税対象額} E &= A = 8,500\text{円} \\ \text{課税対象額} F &= C + D = 67,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\text{ご請求額} = E + F \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) = 82,200\text{円}$$

ご請求額: 82,200円